

企業法務相談室

【第66回】

弁護士 かくがわ ひろみ 角川 博美

同志社大学法学部を卒業し、京都大学法科大学院に進学後、

2017年に弁護士登録。2021年より弁護士法人イノベティ

アに所属し、企業をクライアントとする訴訟、交渉、各種契

約書・規程の作成・レビュー等に携わっている。



今回の相談

私は当社を創業して以来、長年社長として経営してきましたが、「後継者不在」の問題に直面しています。子や従業員は、経営責任や経営者保証を重荷に感じ、逃げ腰です。これまで築き上げてきた当社の事業・技術・雇用を次世代に承継する方法はないでしょうか？

事業承継のすすめ —事業承継のための諸制度—

一・事業承継とは

事業承継とは、「事業」を「承継」する取組みです。承継先に応じて、①親族内承継、②従業員承継、③第三者承継（M&A）の三類型に分けられます。

①「親族内承継」は、現経営者の子をはじめとした親族に承継することであり、心情的に、長期間の準備期間確保がしやすい、相続等による財産・株式の後継者移転が可能といった背景から所有と経営の一体的な承継が期待できます。

②「従業員承継」は、親族以外の従業員に承継することであり、経営者能力のある人材を見極めて承継することができれば、長期期間働いてきた従業員であれば経営方針等の一貫性を期待できます。

③「第三者承継（M&A）」は、社外の第三者へ株式譲渡や事業譲渡により承継する方法です。親族や社内に適任者がいない場合でも広く候補者を求めることができ、現経営者は会社売却の利益を得ることができ、現経営者の引退を機に「廃業」する選択肢もありませんが、事業承継が円滑に完了すれば、事業価値が次世代に引き継がれ、世代を超えて事業の継続・発展を遂げることができ、え、大切な従業員の雇用を守ることができま

二・事業承継の準備段階

（一）「磨き上げ」により魅力ある事業に帝国データバンクによる「事業承継に関する企業の意識調査」（二〇二〇年）によると、後継者の決定から事業承継の完了までの期間は、三年以上を要する割合が半数を超え、一〇年以上を要する割合も一割を超えます。時間的余裕があれば採り得た選択肢が徐々に失われていくこと、七〇歳前後が平均引退年齢であることから、中小企業は、概ね六〇歳頃には事業承継に向けた準備に着手することが望ましいとし、中小企業庁「事業承継ガイドライン」（第三版）（二〇二二年三月）（一四頁等）も、早期取組の重要性を強調しています。

事業承継の準備は、その必要性の認識により始まり、経営状況・経営課題等の把握（見える化）、経営改善（磨き上げ）を行います。相談事例では、子や従業員は事業承継に伴う責任と負担を重荷に感じているようなので、承継したくなる魅力ある事業に「磨き上げ」る必要があるとそうです。

（二）「財務状態の改善」

「磨き上げ」の一つである財務状態の改善の手法に、事業再生があり、事業承継は事業再生の契機といわれます。事業再生とは、①取引金融機関の任意の協力を得る手法、②裁

判所が関与する法的整理（民事再生手続／会社更生手続）、③裁判所が関与しない私的整理（特定調停／中小企業活性化協議会の手続／中小企業版私的整理手続／事業再生ADR）があり、個別具体的な事情に即した手段を選択します。

（三）経営者保証の処理

「経営者保証」とは、会社が金融機関から融資を受ける際に、経営者自ら保証人となり、又は経営者の個人資産に担保権を設定することです。現経営者の経営者保証は、通常、事業承継の際に解除するか、債務引受けにより現経営者から後継者への切替えを行います。単に後継者に切り替えるとなれば、後継者の重荷になり、事業承継の阻害要因になります。そこで、経営者保証に関するガイドライン研究会は、「経営者保証ガイドライン」を補完する「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」を令和元年一月に策定し、対象債権者に対し、後継者に当然に保証を引き継がせるのではなく、保証契約の必要性の再検討や事業承継に与える影響等を考慮し、経営者保証を求めない対応の可否を真摯かつ柔軟に検討すべきこと等を求めました。実際に後継者が保証を免れた事例も多数あります。

三・株式や事業用資産の分散防止・集約

（一）株式等の分散防止・集約とコスト

後継者による安定経営のためには、後継者が少なくとも普通決議の可決要件である過半数、可能であれば特別決議に備え二／三の株式を保有しておきたいところです。ところが、株式等の分散防止や集約には、現経営者が保有しているのは分散した株式等の購入資金、贈与税・相続税の支払い、後継者が他の法定相続人から遺留分侵害請求を受けた場合の支払いなど、多額の資金が必要で、後継者は、後継者の自己資金の利用や、金融機関からの借入による資金調達（日本政策金融公庫等による優遇あり）のほか、現経営者の

生命保険の受取人を後継者にすること、事業承継税制による贈与又は相続税の免除又は減免の活用なども検討すべきです。

（二）法制度の活用によるコスト軽減策

法制度の活用やスキームの工夫により、議決権の集約や、株式等の集約コストを軽減できることがあります。以下、その一例をご紹介します。

①種類株式の活用・現経営者が保有する株式の一部を議決権制限株式に変更した上で、後継者には普通株式を、非後継者には議決権制限株式を取得させることで、後継者に議決権を集約させることが可能です。

②除外合意と固定合意・経営承継円滑化法の「除外合意」（法定相続人全員の合意により、遺留分侵害額の支払を不要とする制度）や「固定合意」（遺留分を算定するための財産の価額に算入する価額を合意時の時価に固定する制度）を定めることにより、遺留分侵害請求への対策が可能です。

③早期の生前贈与・令和二年七月施行の相続法改正により、遺留分算定の基礎財産に算入される相続人への生前贈与（特別受益）が原則として相続開始前一年以内になされたものに限定されました。早期に生前贈与をすれば、遺留分侵害自体が生じない可能性がります。

④SPCの活用・後継者が、資金調達を行う目的で合同会社等のSPCを設立し、SPCがファンドやVCからの出資又は金融機関等からの借入れにより資金調達を行う一つ、得た資金で株式等の取得を行う方法です。SPCが資金調達を行って株式等を保有するため、事業承継後の経営失敗のリスクをSPCに負担させることができ、後継者の負担を軽減できます。

四・第三者承継（M&A）

近年、事業承継のためのM&Aが増加しています。相談事例のように親族や従業員に適任者がいない場合でも、広く候補者を外部に求めることができ、買い手の事業とのシナ

五・まとめ

事業承継の成功の鍵は、早期に準備に着手することと、様々な専門家（税理士・公認会計士・弁護士・中小企業診断士等）や公的機関のアドバイスを受けながら、法制度や補助金等を活用して進めることです。事業承継の必要性を感じたら、すぐに、中小企業庁の「事業承継・引継ぎ支援センター」等のワンストップサービスを受けられる公的機関や、士業等の専門家に相談することをお勧めします。